

◎岡山県規則第六十九号

岡山県自然海浜保全地区条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県自然海浜保全地区条例施行規則等の一部を改正する規則

(岡山県自然海浜保全地区条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県自然海浜保全地区条例施行規則(昭和五十六年岡山県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第六号中「とう載漁船」を「搭載漁船」に改め、同条第七号中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第十号中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第二十三号中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改め、同条第二十九号中「レクリエーション」を「レクリエーション」に改める。

(岡山県立自然公園条例施行規則及び岡山県自然保護条例施行規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

一 岡山県立自然公園条例施行規則(昭和四十八年岡山県規則第四十六号)第十八条第十八号

二 岡山県自然保護条例施行規則(昭和四十八年岡山県規則第六十七号)別表第二の十二の項口及び別表第三の六の項イ

(岡山県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正)

第三条 岡山県希少野生動植物保護条例施行規則(平成十五年岡山県規則第四百四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ニ中「に規定する」を「の」に改め、同号ケ中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同号チ及びラ中「に規定する」を「の」に改め、同条第八号ホ中「に規定する」を「の」に改め、同条第十号ハ中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第十五条第三号ロ中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改め、同条第六号ニ中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

◎岡山県告示第五百二十六号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作 者	発 行 所	対 象
----	-------	-----	-----	-------	-----

1	こんにちは！わたしのえ	はた こうしろう	作	ほるぷ出版	幼児
---	-------------	----------	---	-------	----

2	はやしでひろったよ	大久保 茂 徳 亀 田 龍 古	監修 写真	ひさかたチャイルド	”
---	-----------	--------------------	----------	-----------	---

3	どうして しんがたコロナになるの？	松 永 展 明 せべ まさゆき	監修 絵	金の星社	小学生（低）
---	-------------------	--------------------	---------	------	--------

WILL子ども知育研究所

4	オーケストラをつくろう	メアリー・オールド エリーサ・バガネツリ	編集 文	B L 出版	”（低）
---	-------------	-------------------------	---------	--------	------

いわじょう よしひと

レイチエル・リーチ

5	すごいぞ！進化 はじめて学ぶ生命の旅	アンナ・クレイボーン ウエスリー・ロビンズ	監修 文	N H K 出版	”（中）
---	--------------------	--------------------------	---------	----------	------

鹿 田 昌 美

郡 司 芽 久

6	大人は知らない 今ない仕事図鑑100	澤 井 智 毅 上 村 彰 子	監修 「今ない仕	講 談 社	”（高）
---	--------------------	--------------------	-------------	-------	------

事」取材班

構成・文
ボビコ

7	希望、きこえる？ ルワンダのラジオに子どもの歌が流れ た日	榮 谷 明 子	著	汐 文 社	”（高）
---	----------------------------------	---------	---	-------	------

8 団地のエトリ
9 紙の心

八 束 澄 子 著
エリーザ・アリチェッリ・グ
エッラ 作
長 野 徹 訳

ポプラ社 中 学 生
岩波書店 //

◎岡山県告示第五百二十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

番号	種 別	名 称	発 行 者 等
1	月刊誌	封印お宝スキャンダル 2020年10月 号 v o l . 0 1 7	マイウェイ出版
2	〃	実話ナックルズ 10月号	大 洋 図 書
3	〃	恋愛宣言PINKY 2020年10月号	秋 水 社
4	雑 誌	週刊実話 ザ・タブー 10月9日号	日本ジャーナル出版
5	〃	EX特ダネ NG SHOT 第8号	インテルフイン

◎岡山県告示第五百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアステーション津山

2 所在地

岡山県津山市二宮六五六―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ひまわり

2 所在地

神奈川県相模原市緑区二本松一―二一―八

サンプラザ三番館一〇二号室

三 指定年月日

令和二年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二四七七

五 サービスの種類

訪問介護

令和2年10月6日 岡山県公報 第12233号

◎岡山県告示第五百二十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ツクイ総社

2 所在地

岡山県総社市中央五丁目二一〇二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ツクイ

2 所在地

神奈川県横浜市中港南区上大岡西一丁目六番一号

三 指定年月日

令和二年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一四一一

五 サービスの種類

通所介護

令和2年10月6日 岡山県公報 第12233号

◎岡山県告示第五百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター・サントピア

2 所在地

岡山県井原市上出部町四季が丘一六一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人恭和会

2 所在地

岡山県井原市上出部町四季が丘二〇一七

三 指定年月日

令和二年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇九二八

五 サービスの種類

通所介護

令和2年10月6日 岡山県公報 第12233号

◎岡山県告示第五百三十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所こころ

2 所在地

岡山県真庭市上河内一九九八番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社c o c o r o

2 所在地

岡山県真庭市台金屋二九八番地一二

三 指定年月日

令和二年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一二七六

五 サービスの種類

訪問介護

令和2年10月6日 岡山県公報 第12233号

◎岡山県告示第五百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションハンズケア津山

2 所在地

岡山県津山市二宮六五六―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社サンブレラ

2 所在地

岡山県倉敷市酒津二七四七一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年九月二十三日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二三〇三

五 サービスの種類

訪問介護

令和2年10月6日 岡山県公報 第12233号

◎岡山県告示第五百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター・サントピア

2 所在地

岡山県井原市上出部町四季が丘一六番一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人村上脳神経外科内科

2 所在地

岡山県笠岡市大井南二八番地四

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年九月十七日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八一

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第五百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ツクイ総社

2 所在地

岡山県総社市中央五―二―一〇二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ツクイ

2 所在地

神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年九月二十三日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇七五一

五 サービスの種類

通所介護

令和2年10月6日 岡山県公報 第12233号

〔四四三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 調達件名及び数量

岡山県統合原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借及び保守業務 一式

二 契約期間

令和三年三月十五日から令和八年三月十四日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和二年九月二十四日

五 落札者の氏名及び住所

東芝ＩＴサービス株式会社

神奈川県川崎市川崎区日進町一番地五十三

六 落札金額

一月当たり一、三三八、二八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一三三、四八〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年八月十四日

令和2年10月6日 岡山県公報 第12233号

〔四四四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人訪問理美容協会

三 代表者の氏名

藤岡 正直

四 主たる事務所の所在地

倉敷市浜町一丁目九番三六号

五 定款に記載された目的

この法人は、介護福祉社会を迎え、身体不自由な人や、老人ホーム（施設）で生活している人に対して洗髪、理美容をするための生活援助をすると共に、特殊な車椅子を使用して、車椅子に乗ったまま理美容することにより、社会福祉に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔四四五〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（岡山県農地中間管理機構）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
勝田郡奈義町中島西字向河原五六五番一	田	一、七四一
勝田郡奈義町中島西字尺塔八七八番	田	二、九四七
勝田郡奈義町中島西字尺塔八八三番一	田	一、五九三

二 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡し、耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（岡山県農地中間管理機構）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和二年十一月三十日	権利の始期から令和十二年十二月三十一日まで	五四、六〇〇円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局津山支局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年十月二十日（火）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

令和2年10月6日 岡山県公報 第12233号

〔四四六〕建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「省令」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九の規定による総合評定値の請求（以下「申請等」という。）の時期及び方法等を定めたので公示する。

なお、法第二十七条の二十四第一項に規定する経営状況分析については、省令第十九条の二第一項の規定により、法第二十七条の二十四第一項に規定する登録経営状況分析機関が公示する申請の時期及び方法等に従い行うこととする。

また、平成二十八年岡山県公告第二百十五号（経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等）については、令和二年十月五日限り、廃止した。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 審査基準日

審査の基準となる日（以下「審査基準日」という。）は、申請等をする日の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日とする。ただし、新規設立業者で事業年度が終了していないものの審査基準日は、個人にあつては事業開始の日、法人にあつては設立の日とする。

二 申請等の時期及び方法

1 申請等の時期

令和二年十月六日（火曜日）から随時（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日を除く。）とする。

2 申請等の方法

三の提出先に持参又は郵送の方法により提出する。

三 申請等の書類の提出先

申請等の書類の提出先は、主たる営業所の所在地を所管する各県民局建設部管理課とする。

備前県民局建設部管理課 岡山市北区弓之町六一（郵便番号七〇〇一八六〇四）

備中県民局建設部管理課 倉敷市羽島一〇八三（郵便番号七一〇一八五三〇）

美作県民局建設部管理課 津山市山下五三（郵便番号七〇八一八五〇六）

四 申請等の書類及び添付書類

1 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（省令別記様式第二十五号の十四によるもの）

2 工事経歴書（省令別記様式第二号によるもの）

3 経営状況分析結果通知書（省令別記様式第二十五号の十三によるもの）

4 その他岡山県知事が審査に必要と認める書類

五 手数料及びその納付方法

1 申請等に係る手数料

岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）第二条第一項第六号及び第六号の二に定める額

2 納付方法

岡山県収入証紙により納付すること。

六 指定審査

四の申請等の書類及び添付書類に基づき指定審査（現地審査）を実施する。

七 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果の通知及び総合評定値の通知は、省令別記様式第二十五号の十五により、申請者あてに簡易書留郵便（転送不要の取扱い）により郵送する。

八 再審査について

1 経営規模等評価の結果について異議のある申請者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に、次に掲げる書類を岡山県知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、総合評定値の請求を行っていた申請者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、五の手数料については、納付を要しない。

(1) 当該経営規模等評価結果通知書の写し及び当該総合評定値通知書の写し

(2) 経営規模等評価再審査申立書（省令別記様式第二十五号の十四によるもの）

(3) 異議のある審査項目を確認するために必要な書類

2 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けた申請者は、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を岡山県知事に提出して再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。なお、総合評定値の請求を行っていた申請者については、再審

査においても総合評定値を通知することとし、五の手数料については、納付を要しない。

- (1) 当該経営規模等評価結果通知書の写し及び当該総合評定値通知書の写し
- (2) 経営規模等評価再審査申立書（省令別記様式第二十五号の十四によるもの）
- (3) 改正された審査の基準その他評価項目を確認するために必要な書類

九 その他

申請等についての詳しいことは、岡山県土木部監理課（電話〇八六（二二六）七四六三）へ問い合わせること。

令和2年10月6日 岡山県公報 第12233号

〔四四七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七八―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市四十瀬一七八―一ヴァンペール二〇一号室

亀岡 竜太

亀岡 未希

三 許可番号

岡山県指令建指第九三号

令和2年10月6日 岡山県公報 第12233号

〔四四八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四八〇〇一六、四八〇〇一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町六六八―二ヴィレ・エトワールC棟一〇七

横山 偉司

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇六号

令和2年10月6日 岡山県公報 第12233号

〔四四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林五九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄二一二五―一 c a s a n a k a s y o 二〇二

金定 慎吾

金定 祐佳

三 許可番号

岡山県指令建指第一二七号

令和2年10月6日 岡山県公報 第12233号

〔四五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林五九―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市真備町有井一六六〇―六

月本 浩二

三 許可番号

岡山県指令建指第一二八号